

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課長 源河 真規子 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛

新型コロナウイルス感染症への対応にかかる緊急要望書

平素より社会就労（授産）事業の推進に特段のご高配を賜り深謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、迅速な対策をいただいていることに感謝申し上げます。

今般の事態をふまえた社会就労事業への影響を把握するため、【緊急アンケート】を実施したところ、「観光客やビジネス客の減少によるリネンサプライ事業の受注減少」「政府の自粛要請を受け各種イベントが中止になったことによる販売機会の減少」「企業の生産抑制に伴う施設外就労の日数減少や請負加工の受託減少」等、深刻かつ大幅な減益の見通しが明らかとなりました。

令和2年4月以降もこのような生産活動への悪影響が続くことが予想されるため、継続的な支援をお願いするとともに、当面の間の支援策として以下の点を要望いたします。

記

1. 利用者の安定的な生活を維持するための所得保障

- 社会就労センターにおける生産活動収入の減少は利用者の賃金・工賃に直結し、利用者の生活に大きな影響を及ぼします。生産活動収入の減少に対する支援策をご検討ください。
- ※ 生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準（過去3年間の最低工賃）を支払うことが困難になった場合は、①工賃変動積立金や工賃変動積立資産により対応、②事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で一定の条件を満たす場合に自立支援給付費を充てるとされています。しかし、小規模事業所では工賃変動積立金がない、また、利用者の欠勤や事業所の休業で自立支援給付費が支給されないことも想定されることから、利用者の所得保障の観点から対策が必要です。

2. 社会就労センターの継続的な運営を可能とする報酬の確保について

- 新型コロナウイルスの感染を危惧した利用者の欠勤により、報酬が減額となる事業所も見受けられます。令和2年4月以降も、その影響が続くことが予想されますが、事業所では人件費、固定経費等の発生により、事業継続が危うくなる可能性があります。利用者の欠勤や感染拡大防止のための事業所の自主休業が生じた場合、一律に自立支援給付費を減額するのではなく、少なくとも平成30年度並みの自立支援給付費が維持できるようご配慮をお願いします。
- また、令和2年度の基本報酬区分の根拠となる就労継続支援B型事業の平均工賃月額（就労継続支援A型事業の平均労働時間）は、事業所の状況に応じて、以下のいずれかを選択できるようにご配慮ください。
 - ① 平成30年度の平均工賃月額（平均労働時間）
 - ② 令和元年度の平均工賃月額（平均労働時間）*令和2年2、3月を除く
 - ③ 令和元年度の平均工賃月額（平均労働時間）*令和2年2、3月を含む
- ※ 令和2年4月以降も影響が続くことが予想されるため、令和3年度の基本報酬区分の根拠となる平均工賃月額（平均労働時間）についても同様のご配慮をお願いします。

3. 衛生用品（マスク・消毒液・手袋等）の優先的な配布

- 多くの事業所では、マスクや消毒液等の備蓄が残り1か月分に満たない状況となっています。障害者福祉施設・事業所における感染を防止するために、衛生用品の優先的な配布についてご検討ください。

4. その他

- 企業側の生産調整により施設外就労への送り出しが困難になり、施設内作業がある事業所では、利用者に施設内作業に従事していただくことがあり、定員超過となる場合があります。現行の定員超過を認める通知の中に、施設外就労の受け入れ制限についても明記していただくようお願いします。
- 今後、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大した場合に備え、社会就労センターを自主休業する際の基準を専門家の意見をふまえ、お示しください。

以上